

注 記（一般会計等財務書類）

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準は基準モデルによっており、その主な評価方法については、次のとおりです。

ア 平成 19 年度以前に取得したもの……………再調達原価

イ 平成 20 年度以後に取得したもの……………取得原価

ただし、事業用資産の土地は再調達原価としています。

② 無形固定資産……………取得原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 有価証券……………取得原価

② 出資金……………出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（※）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 6 年～50 年

工作物 3 年～75 年

物品 3 年～15 年

② 無形固定資産（※）……………定額法

（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっています。）

※リース期間が 1 年以内のリース取引、少額のリース取引、オペレーティング・リース取引に係るリース資産を除く。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金、長期延滞債権について、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

- ① リース期間が1年以内のリース取引、少額のリース取引、オペレーティング・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
- ② ①以外のリース取引
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（安城市資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含みません。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円以上の場合に資産として計上しています。
ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

2 重要な会計方針の変更等

該当事項はありません。

3 重要な後発事象

該当事項はありません。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体（会計）名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
安城市土地開発公社	一百万円	一百万円	5,000百万円	5,000百万円

(2) 係争中の訴訟等

該当事項はありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。
 - 一般会計
 - 土地取得特別会計
- ② 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異
該当事項はありません。
- ③ 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ④ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
- ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	－%
連結実質赤字比率	－%
実質公債費比率	0.4%
将来負担比率	－%
- ⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額
該当事項はありません。
- ⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額 2,399 百万円

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲の範囲及び内訳は、次のとおりです。
 - ア 範囲
普通財産のうち活用が図られていない公共資産
 - イ 内訳
事業用資産 361 百万円 (311 百万円)
 - 土地 361 百万円 (311 百万円)令和 7 年 3 月 31 日時点における売却可能価額を記載しています。
売却可能価額は、地目別平均単価により評価しています。
上記の () 内の金額は、貸借対照表における簿価を記載しています。
- ② 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 4,963 百万円
- ③ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	45,591 百万円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,926 百万円
将来負担額	26,749 百万円

充当可能基金額	37,187 百万円
特定財源見込額	9,264 百万円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	15,062 百万円

④ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額
18 百万円

⑤ 道路、河川及び水路の敷地の評価額

ア 「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」の原則的な評価基準及び評価方法によった場合の
評価額

51,075 百万円

イ 貸借対照表に計上されている評価額 209,230 百万円

本市では基準モデルに基づいた評価基準及び評価方法によっており、アの金額とは差異が生じています。

⑥ 建物のうち 3,194 百万円は、PFI 事業に係る資産が計上されています。

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 業務・投資活動収支 2,779 百万円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	85,102 百万円	79,762 百万円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	3 百万円	2 百万円
繰越金に伴う差額	△5,666 百万円	－百万円
資金収支計算書	79,439 百万円	79,764 百万円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（土地取得特別会計）の分などにより相違します。

歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額

資金収支計算書の業務活動収支 4,936 百万円

投資活動収入の国県等補助金収入 959 百万円

未収債権額の増加 77 百万円

減価償却費	△6,569 百万円
賞与等引当金の増加	△88 百万円
退職手当引当金の増加	△173 百万円
徴収不能引当金の増加	△1 百万円
投資損失引当金の増加	△1 百万円
資産除売却損益	△133 百万円
その他	5 百万円
<u>純資産変動計算書の本年度差額</u>	<u>△987 百万円</u>

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	3,000 百万円
一時借入金に係る利子額	－百万円